

令和4年度 第2回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和4年9月26日(月) 10時00分～

市役所3階 第2・第3委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

【諮問事項】

- ① 恵庭市高齢者世帯等生活支援事業実施に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について

5 閉 会

第9期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日) ※50音順

氏 名	経 歴 等
大 岩 則 子	平成27年7月1日～(4期目)
白 崎 亜紀子	平成27年7月1日～(4期目)
鈴 木 祥 江	令和3年7月1日～(1期目)
松 本 史 典	平成25年7月1日～(5期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森 田 祐 一	平成26年5月22日～(5期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事 務 局 職 員	
氏 名	所 属
広 中 敦	総務部長
大 島 宏 哲	総務部総務課長
石 垣 周 一	総務部総務課 法制担当主査
宮 腰 侑 希	総務部総務課 法制担当主任
説 明 員	
氏 名	所 属
明 石 雅 恵	保健福祉部介護福祉課長
松 野 優 一	保健福祉部介護福祉課主査
飯 田 康 史	保健福祉部介護福祉課主任主事

○ 個人情報保護制度運営審査諮問書

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書	
恵 総 第 号 令和 4 年 9 月 2 6 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 大 岩 則 子 様 恵庭市長 原 田 裕 印	
恵庭市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定により個人情報保護制度の運営 審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) ☐ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☒ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2項) ☐ 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	恵庭市高齢者世帯等生活支援事業実施に係る個人情報の目的外 利用及び外部提供について
諮 問 内 容	コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受け実施される、北海道の「市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金」の交付決定を受け、恵庭市では低所得の高齢者及び障がい者世帯に対し、地方単独給付事業として「恵庭市高齢者世帯等生活支援事業」を実施し、対象世帯へ 2 万円（生活保護世帯は 8 千円）の給付を行う。 対象世帯への簡便で迅速な給付を行うべく、給付に必要な銀行口座情報について、令和 2 年度にコロナ禍の緊急経済対策として福祉課で一人当たり 1 0 万円を給付した「恵庭市特別定額給付金事業」で使用する銀行口座情報を活用し、可能な限り申請など手続き不要のプッシュ型給付としたいことから、この銀行口座情報に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について諮問したい。
主 管 課	介護福祉課・障がい福祉課

令和4年度恵庭市高齢者世帯等生活支援事業（低所得の高齢者・障がい者世帯）について

1. 目的 原油価格の高騰等により、光熱水費や食費等、様々な支出が増加している中、物価高騰による影響が特に大きい低所得の高齢者及び障がい者世帯に対する生活支援として道・国の臨時交付金を活用した給付金を支給する。

2. 支給額 対象一世帯当たり20,000円
※生活保護受給世帯は一世帯あたり8,000円

3. 支給対象 令和4年度住民税均等割が非課税で以下の条件を満たす世帯
(基準日：令和4年6月1日)

I 高齢者世帯

- ① 75歳以上の単身世帯
- ② 世帯を構成している者のうち1人が75歳以上であり、かつ、この者の配偶者又はこの者と同居している者が70歳以上の者で構成される世帯
- ③ 65歳以上で、要介護4以上の在宅高齢者と同居して介護している世帯

II 障がい者世帯

- ① 身体障害者手帳1級及び2級の方がいる世帯
- ② 療育手帳A判定の方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯

4. 申請の要否 申請不要（低所得者給付事業で得た口座情報をもとに振込。不明者は個別照会）

5. 対象見込数	I 高齢者	①75歳以上	3,295世帯	}	3,959世帯
		②70歳以上75歳以上	655世帯		
		③要介護4のいる65歳以上	9世帯		
	II 障がい者	①身体障がい	466世帯	}	630世帯
		②知的障がい	109世帯		
		③精神障害	55世帯		

合 計 4,589世帯

6. 案内文書等の発送
予算補正後（3定初日：9月13日） ※事業説明、受給拒否の意思確認等

7. 申請・支給予定日
予算補正後、速やかに支給（10月広報にて周知後、10月中旬より開始予定）

8. 予算額 89,527千円【(イ)+(ロ)】(補正予算額) ※8/10時点想定額

≪財源構成≫

①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	32,410千円
②市町村高齢者世帯等生活支援事業費	21,318千円
※6/24 道記載の想定額 21,318千円(上限)。補助率は「事業費」の1/2。	
③一般財源	35,799千円

≪内 訳≫

(イ) 事業費 87,916千円

(対象者(生保以外) 4,267世帯×20,000円 + 対象者(生保) 322世帯×8,000円)

【内 訳】

I 高齢者世帯

①75歳以上	(3,295-生保239)世帯×20,000円=	61,120千円
②70歳以上75歳以上	(655-生保14)世帯×20,000円=	12,820千円
③要介護4のいる65歳以上	(9-生保0)世帯×20,000円=	180千円
④上記①～③のうち生保世帯	253世帯×8,000円=	2,024千円
	生保以外	3,706世帯 74,120千円
	生保	253世帯 2,024千円
小計(I)	3,959世帯	76,144千円

II 障がい者世帯

①身体障がい	(466-生保52)世帯×20,000円=	8,280千円
②知的障がい	(109-生保4)世帯×20,000円=	2,020千円
③精神障害	(55-生保13)世帯×20,000円=	580千円
④上記①～③のうち生保世帯	69世帯×8,000円=	552千円
	生保以外	561世帯 11,220千円
	生保	69世帯 552千円
小計(II)	630世帯	11,772千円

合計(I+II) 4,589世帯(生保以外4,267世帯、生保322世帯) 87,916千円

(ロ) 事務費 1,611千円

消耗品費	40千円
印刷製本費	345千円
通信運搬費	1,226千円

9. 周知方法 広報えにわ、市ホームページ、ちゃんと、FM e-niwaにて周知